

原議保存期間	30年(平成60年3月31日まで)
有効期間	一種(平成60年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙交企発第142号
平成29年10月30日
警察庁交通局長

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定制度の手続等要領について

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定制度（以下「型式認定制度」という。）については、「原動機を用いる歩行補助車等の型式認定制度の手続等要領について（平成26年10月9日付け警察庁丙交企発第118号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、本日、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第48号）が施行され、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に定める人の力を補うため原動機を用いる自転車について、三輪の自転車であって牽引されるための装置を有するリヤカーを牽引するものに関する規定が設けられたこと等に伴い、今後、型式認定制度の手続等については、別添「原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等要領」によることとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達については廃止する。

別添

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等要領

1 申請書の提出等

道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）第 39 条の 2 の規定による原動機を用いる歩行補助車等の型式認定、第 39 条の 3 の規定による駆動補助機付自転車の型式認定、第 39 条の 4 の規定による原動機を用いる身体障害者用の車椅子の型式認定、第 39 条の 5 の規定による普通自転車の型式認定、第 39 条の 6 の規定による安全器材等の型式認定及び第 39 条の 7 の規定による運転シミュレーターの型式認定（以下「型式認定」という。）を受けようとする者は、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成 4 年国家公安委員会規則第 19 号。以下「規則」という。）別記様式第 1 の申請書（以下「申請書」という。）を警察庁交通局交通企画課（運転シミュレーターにあっては運転免許課）に提出し、かつ、当該申請に係る型式の原動機を用いる歩行補助車等、駆動補助機付自転車、原動機を用いる身体障害者用の車椅子、普通自転車、安全器材等及び運転シミュレーター（以下「認定対象車等」という。）を 1 個提示すること。

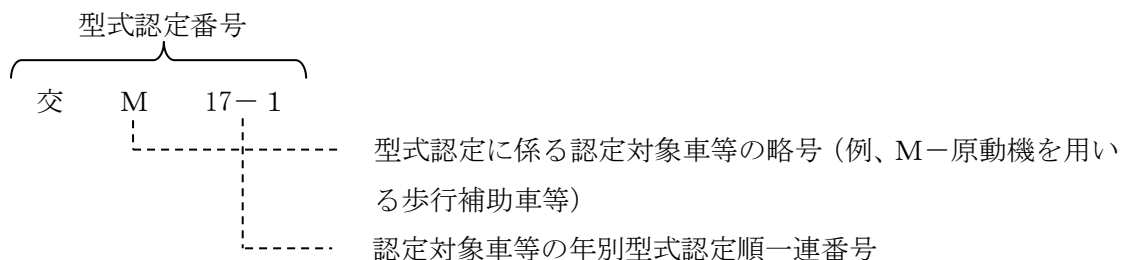
2 添付資料

申請書には、次に掲げる資料（普通自転車及び自転車に備えられる反射器材に係る申請の場合にあっては(6)を除く。）を添付すること。

- (1) 諸元表
- (2) 外観図
- (3) 構造に関する図面
- (4) 製作又は組立て方法の概要
- (5) 品質管理の概要
- (6) 取扱いに関する説明書
- (7) 公益財団法人日本交通管理技術協会の試験成績書及び意見書
- (8) その他参考となる資料

3 型式認定番号

- (1) 府令第 39 条の 2 第 5 項（府令第 39 条の 3 第 3 項、第 39 条の 4 第 3 項、第 39 条の 5 第 3 項、第 39 条の 6 第 3 項及び第 39 条の 7 第 3 項（以下「府令第 39 条の 3 第 3 項等」という。）において準用する場合も含む。）の規定による認定対象車等の型式認定番号の様式は、次のとおりとする。



(2) 型式認定に係る認定対象車等の略号は、次のとおりとする。

- A……普通自転車
- B……^{けん}牽引の用具
- C……自転車に備えられる反射器材
- D……夜間用停止表示板
- E……昼間用停止表示板
- F……昼・夜間兼用停止表示板（反射部、蛍光部分離型）
- G……昼・夜間兼用（二輪車用）停止表示板（反射部、蛍光部分離型）
- H……昼・夜間兼用停止表示灯（12V用）
- J……昼・夜間兼用停止表示灯（24V用）
- K……原動機を用いる身体障害者用の車椅子
- L……運転シミュレーター（四輪車用）
- M……原動機を用いる歩行補助車等
- N……駆動補助機付自転車（特定駆動補助機付三輪自転車を除く。）
- P……運転シミュレーター（二輪車用）
- Q……昼・夜間兼用停止表示板（蛍光反射部型）
- R……昼・夜間兼用（二輪車用）停止表示板（蛍光反射部型）
- S……特定駆動補助機付三輪自転車

4 型式認定番号等の表示

- (1) 規則第 11 条の規定により製作等の時期又は認定を受けた者の氏名を表す略号（以下「略号」という。）を表示した者は、規則別記様式第 4 の届出書を警察庁交通局交通企画課（運転シミュレーターにあつては運転免許課）に提出すること。この場合において、これらの届出書には、型式認定番号及び略号の表示に係る図面を添付すること。
- (2) 型式認定番号及び略号の表示は、使用状態において見やすい位置に容易に消えない方法で行うこととし、その様式は、直接表示又は標板表示によること。

5 標章の表示

規則第 14 条の規定により規則別記様式第 3 の標章を認定対象車等に貼り付けた者は、規則別記様式第 4 の届出書及びこれに関する図面を警察庁交通局交通企画課（運転シミュレーターにあつては運転免許課）に提出すること。

6 品質管理及び検査

型式認定を受けた者は、申請書及びその添付資料に記載するところに従い確実に品質管理及び検査を行い、その記録を 1 年間保存すること。

7 変更届

府令第 39 条の 2 第 7 項（府令第 39 条の 3 第 3 項等において準用する場合も含む。）の規定に基づき変更の届出をしようとする者は、規則別記様式第 2 の変更届を警察庁交通局交通企画課（運転シミュレーターにあつては運転免許課）に提出すること。